

電力受給契約申込書

中国電力ネットワーク株式会社（以下、「中国電力NW」という。）の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」という。）」、「発電設備等の系統連系に関する要綱」および本申込書記載の契約条件に同意のうえ、以下のとおり電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）にもとづく接続契約および特定契約の申込み（以下、総称して「本申込み」という。）を行います。

なお、以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく中国電力NWとの契約が既に成立している場合であっても、当該契約が中国電力NWによって解除されることに同意します。

- (1) 中国電力NWが定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合
- (2) 接続契約から相応の期間が経過してもなお経済産業大臣からの認定を取得しない場合、および認定の効力が無効となった場合
- (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると中国電力NWが認めた場合を除きます。）
- (4) 中国電力NWが、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、これに応じない場合
- (5) 再エネ特措法施行規則第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または契約要綱28（受給契約の解除）に該当する場合

(注) 裏面の「お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと」をご了承のうえ、ご契約者さまをご記入ください。
【お申込内容】 太枠内に必要事項をご記入ください。

ご契約者	ご住所	(〒)						
	フリガナ							
	ご契約名義						様	Ⓜ
	ご連絡先	固定電話： ()	—	携帯電話： ()	—			
	受給開始前のご連絡先 (接続契約書の送付先) ※	(〒)	電話： () —					
お申込内容	発電設備 設置場所							
	発電設備種別	太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱・その他 ()						
	最大受電電力	kW		太陽電池・発電機出力	kW			
				パワーコンディショナー出力	kW			
	配線方法	余剰配線・全量配線（その他需要場所有り）・全量配線（その他需要場所無し）						
	その他自家用 発電設備等	あり・なし	種類	ガスエンジン・燃料電池・蓄電池 その他 ()		出力	kW	
受給開始希望日	年 月 日							
振込先口座	フリガナ							
	口座名義							
	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		労働金庫	農協	店		
		信用金庫		信用組合	漁協	所		
	預金種別	1. 普通(総合)	店番	口座番号 (右づめでご記入ください)				
	2. 当座							
ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号 (右づめでご記入ください)				
サイバーセキュリティ対策	<input type="checkbox"/> 外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じている。 <input type="checkbox"/> 発電設備の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じている。 <input type="checkbox"/> 発電設備に関するセキュリティ管理責任者は、ご契約者と同一。 ※同一でない場合 (氏名： _____ 連絡先： _____)							

※こちらに記載の宛先に国の認定に必要となる接続契約書を送付させていただきます。
 (お知らせ)

- ・ご記入いただきましたご契約者さま等の情報は、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全および再エネ特措法にもとづく国または費用負担調整機関への届出に利用させていただきます。
- ・本様式による申込みではご契約者さまによる再生可能エネルギー特定卸供給先の指定がないものとして取り扱います。

(中国電力NW記入欄)

ご契約番号	—	—
(備考)		

申込書受領日：	年 月 日	
特定契約成立日：	年 月 日	
課長	副長	担当

お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと

本申込みにあたって、以下の主要な契約事項の内容についてあらかじめご了承ください、□にチェックの記入をお願いします。(チェックがない場合、お申込みをお受けできません。)

□ 本申込みの完了および経済産業大臣の認定について

- (1) 申込書類に不備がある場合、連系地点が確定しない場合および需給側の申込みがない場合等、接続検討に必要な情報が不足している場合は本申込みを受け付けることができません。
- (2) 接続契約成立ののち、ご契約者さまが経済産業大臣からの認定を取得し、それを証する書面を中国電力NWに提出することで本申込みは完了します。このとき、相応の期間を経過してもなお認定を取得しない場合、本申込みは撤回されたものとし、既に成立した接続契約は中国電力NWによって解除されるものとし、なお、一般送配電事業者としての中国電力NWは、再エネ特措法にもとづく特定契約以外の買取を行うことができません。

□ 太陽光発電の電圧上昇制御機能について

ご契約者さまが発電設備を中国電力NWの電線路に連系される場合、他のお客さまの電気のご使用の妨げとならないよう、「発電設備等の系統連系に関する要綱」に定める技術基準を遵守いただく必要があります。

太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため、周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないように、太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する装置が組み込まれています。

太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、この装置が動作し、太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整します。これにより、一時的に販売電力量(受給電力量)が減少することがあります。

電圧上昇制御機能の動作の原因を確認後、その緩和等、電力を中国電力NWへ供給するため、ご契約者さまが中国電力NWの供給設備の変更を希望される場合は、その工事費の全額を工事費負担金としてご契約者さまにご負担いただくことがあります。

□ 出力抑制に係る取扱いについて

出力抑制に係る取扱いについては、再エネ特措法施行規則第14条第8項、契約要綱16(出力抑制)および附則4(出力抑制についての特別措置)のとおりとし、中国電力NWからの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

□ 発電設備等を変更される場合の中国電力NWへのお申込みについて

- (1) ご契約者さまが発電設備等を変更される場合*は、買取単価が変更となる場合がありますので、必ず所定の様式により中国電力NWへお申し込みください。
〔※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新、太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など〕
- (2) 発電設備等の変更が再エネ特措法に定める変更認定、事前変更届出または事後変更届出に該当する場合、あわせて当該変更について国へ届け出をしてください。なお、本発電設備の内容が事業計画認定と相違している場合、中国電力NWは再エネ特措法にもとづく買取はできません。
- (3) 振込先口座を変更される場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座の番号等が変更となる場合には、あらかじめ中国電力NW所定の様式によってお申し込みいただきます。

□ 再エネ特措法その他関連法令に定めるご契約者さまの順守事項について

- (1) ご契約者さまは、本申込みにあたり、再エネ特措法施行規則第14条(特定契約の締結を拒むことができる正当な理由)および契約要綱28(受給契約の解除)の内容について同意していただきます。
- (2) ご契約者さまが、上記正当な理由のいずれかに該当すると中国電力NWが判断した場合または以下のいずれかに該当する場合は、中国電力NWは本申込みを撤回するとともに、これに関連する一切の契約についても解除されたものとみなします。
イ 本発電設備が分割案件(特段の理由なく一の場所において複数の発電設備を設置するもの)に該当する場合
ロ 本申込みもしくは本申込みにもとづく取引またはこれらに関し、ご契約者さまに係る再エネ特措法その他適用法令の規定に違反する場合

□ お申込みを撤回される場合の費用負担について

受給開始に至らないでご契約者さまがお申込みを変更および撤回された場合には、工事および検討に要した費用の実費をお支払いいただきます。

□ 必要な協力について

- (1) ご契約者さまは、中国電力NWが本申込みを承諾するにあたって中国電力NWが必要とする情報の提供、および技術検討の協議、現場調査立会等の要請に応じていただきます。
- (2) ご契約者さまのご希望によって、あらかじめ中国電力NWとご契約者さまとの間で定めた受給開始日を変更しようとする場合には、当該受給開始日の10営業日前までに中国電力NWへ申し出ていただきます。